深浦町不妊治療費助成事業のお知らせ

深浦町では少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦に対して治療に対する経済的負担を軽減することを目的に治療費の一部を助成します。

＊不妊治療費助成事業の申請をお考えの方は、あらかじめご加入の健康保険者から『限度額認定証』の交付を受けてから受診するようお願いいたします。

対象となる方（申請日に下記項目すべてに該当される方）

①法律上の婚姻をしている夫婦である
②夫婦又はいずれか一方が1年以上前から深浦町に住所があり、実際に居住していること
③医療保険適用の不妊治療（一般不妊治療・生殖補助医療）を行っていること
④世帯において町税等の滞納がないこと
⑤治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
⑥一般不妊治療においては、治療開始から3年以内であること
※他市町村等において同様の助成を受けている場合は、当町での助成を受けることができません

助成額および助成回数

	一般不妊治療	生殖補助医療
助成額	**◎医療保険適用となっている不妊治療費に要する自己負担額の全額** ＊医療保険各法に基づく高額療養費給付や付加給付がある場合はその分を除きます ＊個室料金・食事代・文書料等は対象となりません	
上限及び助成回数	1年度内に5万円まで	①40歳未満の女性は1子につき6回まで ②40歳以上から43歳未満の女性は1子につき3回まで ＊治療開始時の女性の年齢に応じて回数制限を設けています

必要書類　（下記の必要書類を健康推進課へ提出してください）

①深浦町不妊治療費助成事業申請書　※1
②治療に係る領収書と診療明細書の原本
③深浦町不妊治療費助成事業受診等証明書※2
④健康保険証の写し
⑤限度額認定証の写し
※1・2については町ホームページからもダウンロードできます

＊問い合わせ・申請窓口＊

深浦町　健康推進課

住所:深浦町大字広戸字家野上**104-1**
TEL:0173－82－0288

支給方法

申請審査後、交付の有無を申請者に連絡します。交付決定の場合は、後日口座へ振り込みします